

半田市固定資産（償却資産） 評価事務取扱要領

（令和6年4月1日）

地方税法（以下「法」という。）第341条第4号に規定する償却資産（以下「償却資産」という。）の評価は、法第388条第1項の規定による固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）その他別に定めがあるもののほか、この要領に基づき行うものとする。

半田市総務部税務課
家屋償却担当

目次

第1節	償却資産の意義	1
1	償却資産とは	1
2	申告の対象とならない償却資産	1
3	家屋と償却資産の区分	2
第2節	償却資産の申告方法	3
1	一般方式	3
2	電算処理方式	3
第3節	償却資産の評価	4
1	基本的な評価額の算出	4
2	取得価額	4
3	取得価額の算定	5
4	取得価額が明らかでない償却資産の取得価額	5
5	耐用年数	5
6	控除額の加算	5
7	評価額の最低限度	5
8	評価額の補正	6
9	非課税となる資産	6
10	課税標準の特例が適用される資産	6
第4節	増加償却資産	6
1	意義	6
2	加算額の算出方法	6
3	増加償却割合	7
4	増加償却の適用条件	7
5	増加償却の適用要領	8
6	適用に際しての事務処理	8

第5節	実地調査	9
1	目的	9
2	調査基準	9
第6節	要領で定める様式	10

第1節 償却資産の意義

1 償却資産とは

償却資産とは、次の1から7までに掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 事業の用に供することができる資産であること。
- (2) その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算（以下「税務会計」という。）において、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）であること。
- (3) その取得額が少額である資産その他の資産で、税務会計上、法人税法施行令第133条若しくは第133条の2第1項又は所得税法施行令第138条若しくは第139条第1項の規定によってその取得価額の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入されるものでないこと。
- (4) 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。
- (5) 自動車税又は軽自動車税の課税客体である自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車でないこと。
- (6) 固定資産税の課税客体である土地でないこと。
- (7) 固定資産税の課税客体である家屋でないこと。

2 申告の対象とならない償却資産

- (1) 棚卸資産（商品、貯蔵品）及び繰延資産
- (2) 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象）
- (3) 生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象）
- (4) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金又は必要経費に算入されるもの）
- (5) 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括して均等償却しているもの
- (6) 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

なお、以下のものについては、課税の対象となるため、申告が必要です。

- Ⓐ取得価格にかかわらず個別に減価償却しているもの
- Ⓑ租税特別措置法を適用して損金に算入したもの



3 家屋と償却資産の区分

家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、単に移動、転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものなどは償却資産の対象になります。

<家屋と償却資産の主な区分>

設備の種類	設備の分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤等）	左記以外の場合
	電灯照明設備	屋外の照明設備（照明、配線、配管）	屋内の照明設備（照明器具、配線、配管）
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線、配管
	インターホン設備	集合玄関機(H26.1.1以前のもの)	配管、配線等、集合玄関機(H26.1.2以後のもの)、ドアホン
	拡声装置	スピーカー	配管、配線等
	工業用テレビ配線設備	カメラ、テレビ	配線、ボックス等
	テレビ共同聴視設備	受像機（テレビ）	テレビ共聴設備一式（アンテナ等）
	受変電設備	電気設備一式	
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	電灯コンセント配線設備		電灯、分電盤、配管、配線等
	呼出信号設備		信号盤、押ボタン盤、配管等
衛生設備	給水設備	屋外の給水設備、特定の生産又は業務用給水設備	屋内の給水設備（配管、屋内受水タンク等）
	排水設備	屋外の排水設備、特定の生産又は業務用排水設備	屋内の排水設備（配管、バルブ、ポンプ等）
	ガス供給設備	屋外（メーターから外側）の配管	屋内の配管、バルブ、ガスカラン等
	浄化槽設備	設備一式（家屋と構造上一体となっていないもの）	設備一式（家屋と一体）
	衛生器具設備		屋内器具設備（便器、洗面化粧台、ユニットバス等）
空調設備	中央熱源冷房設備 床暖房設備 換気設備	ルームエアコン	中央空調設備一式（冷凍機、ボイラー、配管、空調機等）、個別空調機設備一式（循環ポンプ、配管、換気扇等）

防災設備	消火設備 消火栓設備 ドレンチャー設備 炭酸ガス消火設備 泡消火設備 スプリンクラー設備	消火器、ホース、ノズルガス ボンベ等	消火ポンプ、配管、バルブ、 消火栓、ポンプ、配管、バル ブ、ヘッド等、ノズル、サイ レン、押ボタン、原液タンク 等
	火災報知設備		設備一式（受信機、副受信 機、感知器等）
運搬設備	気送管設備 ベルトコンベアー設備 エレベーター設備 ダムウェーター設備 エスカレーター設備	気送子、搬送個（病院のカル テ運搬用） 工場等のベルトコンベアー設 備一式	気送管設備一式、 業務用ベルトコンベアー設 備、エレベーター設備一式、 ダムウェーター設備一式、 エスカレーター設備一式
清掃設備	清掃設備	チェアゴンドラ（家屋と構造 上一体となっていないもの）	窓ふき用ゴンドラ（家屋と 一体）

第2節 償却資産の申告方法

1 一般方式

地方税法施行規則第26号様式で定められた「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に基づき、資産の増加と減少を申告する方法で、評価額の算出は半田市において行うもの。

2 電算処理方式

所有するすべての償却資産を申告し、評価額の計算も申告者により行うもの。本方式による申告を行う場合は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 種類別明細書には、増加及び減少だけでなく、同一市内にあるすべての資産を記載すること。
- (2) 償却資産申告書には、資産の種類ごと及び合計の評価額、決定価格及び課税標準額を記載し、種類別明細書には、資産ごとの評価額及び課税標準額を記載すること。
- (3) 評価額の計算は、前年度評価額を基礎として行うこと。
- (4) 減価残存率の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入すること。
- (5) 耐用年数に応ずる減価率は、「耐用年数に応ずる減価率表」(別表1)によること。

第3節 償却資産の評価

償却資産の価格は、次に定めるところにより算出した金額（以下「評価額」という。）とする。

1 基本的な評価額の算出

償却資産の評価額は、次の（1）から（3）までに掲げる方法により算出する。

なお、次の数式により算出した評価額に、1円未満の端数が発生する場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（1）前年中取得の償却資産の評価

前年中に取得された償却資産の評価額は、当該償却資産の取得価額に減価残存率を乗じた額とする。前年中に取得された償却資産については取得月にかかわらず、「耐用年数に応ずる減価率表」（別表1）に定める率のうち、評価する償却資産の耐用年数に応じた減価率に2分に1を乗じたものから減価残存率を求めるものとする。

（算式）

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率}$$

$$\text{減価残存率} = 1 - \text{評価する償却資産の耐用年数に応じた減価率} (r) / 2$$

（2）前年前取得の償却資産の評価（新たに課税されることになるものを除く）

前年前に取得された償却資産の評価額は、当該償却資産の前年度評価額に減価残存率を乗じた額とする。

（算式）

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \text{減価残存率}$$

$$\text{減価残存率} = 1 - r$$

（3）前年前取得の償却資産で新たに課税されることになるものの評価

前年前に取得された償却資産で当該年度において新たに課税されることになるものの評価額は、（1）及び（2）に準じ、取得価額に取得した日から課税することとなった賦課期日までに係る経過年数に応じた減価残存率を乗じた額とする。その際、経過年数については、1年未満の端数は1年として計算する。具体的には、次の算式により求めることとする。

なお、減価残存率の算出に当たっては、相乗の都度小数点第5位以下を切り捨て、計算結果は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位まで求めることとする。

（算式）

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率}$$

$$\text{減価残存率} = (1 - r / 2) \times (1 - r)^{\text{経過年数} - 1}$$

2 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（付帯費の額を含む。）をいうものであり、その算定に当たっては、原則として法人税法及びこれに基づく命令又は所得税法及びこれに基づく命令による所得の計算上

当該償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によることとされている。したがって、消費税についても、法人税及び所得税における会計処理に従って取り扱うこととなる。法人税及び所得税においては、消費税の会計処理について、消費税額を売上高及び仕入高に含めて処理する方法（税込経理方式）と消費税額を売上高及び仕入高に含めないで区分して処理する方法（税抜経理方式）の2通りの方式が認められており、いずれの方式を採用するかは事業者の任意とされているため、償却資産の取得価額は、事業者が税抜経理方式を採用している場合には消費税額を含まない金額となり、事業者が税込経理方式を採用している場合には消費税額を含んだ金額となる。

3 取得価額の算定

法人税法（昭和40年法律第34号）第42条から第50条まで及び第142条、所得税法（昭和40年法律第33号）第42条から第44条まで及び第165条（いわゆる圧縮記帳）、並びに租税特別措置法の規定による圧縮記帳の適用を受け、法人の所得の計算上損金に算入される額並びに個人の所得の計算上総収入金額に算入しない額は、当該償却資産の取得価額に含めて算定（圧縮記帳前の価額）する。所得税法第58条（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）の規定により、譲渡がなかったものとみなされる取得資産の取得価額は、当該償却資産の取得時の価額とする。

4 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額

取得価額が明らかでない償却資産の取得価額は、当該償却資産の再取得価額による。再取得価額は、当該年度の賦課期日に一般市場において当該償却資産を新品として取得するために通常支出すべき金額（付帯費の額を含み、当該償却資産が承継して取得されたもので新品以外のものであるときは、当該金額から当該償却資産の取得の日までの経過年数に応じ前記1及び2に準じて当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を行った後の額）をいうものである。なお、再取得価額が明らかでないときは、資産再評価の基準の特例に関する省令（昭和25年大蔵省令第54号）第2条又は第3条の規定の例によって推定して求めた当該償却資産の取得の時期における正常な価額とする。

5 耐用年数

償却資産の耐用年数は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数）によるものとする。ただし、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産（中古資産）で、見積耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数）によるものにあつては当該見積耐用年数によるものとする。

6 控除額の加算

増加償却資産（法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受ける償却資産）については、その評価に際し、当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除する額を加算する。

なお、具体的な取扱いについては、第4節増加償却資産の取扱いにおいて定めるところによる。

7 評価額の最低限度

償却資産の評価額は、当該償却資産の評価額が当該償却資産の取得価額又は改良費の価額100分の5に相当する額を下ることとなる場合においては、当該100分の5に相当する額とする。

8 評価額の補正

償却資産について当該償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合においては、当該償却資産の評価額は、当該償却資産の価額の低下の程度に応じ、前記1又は2によって求めた当該償却資産の価額を減額して求める。

9 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、非課税となるため、新たに適用となる資産については、申告時に固定資産税（償却資産）非課税申告書（様式1）および事実を証明する書類の提出を求めるものとする。

10 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用されるため、新たに適用となる資産については、申告時に固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書（様式2）および事実を証明する書類の提出を求めるものとする。

第4節 増加償却資産

1 意義

耐用年数省令別表に掲げられている法定耐用年数は、標準的な資産について、通常の平均的に予定された使用時間を基礎として算定されているものである。したがって、企業の生産活動が景気の好況等によってきわめて活発となり、通常の平均的に予定された使用時間を著しく超えるため、その資産の損耗がはなはだしいときにおいてまで、法定耐用年数に応ずる控除額の計算をして、償却資産の評価を行っていくことは、その資産の減価の実態に合致しないこととなる。

そのため、平均的な使用時間を著しく超えて使用した期間に、法定耐用年数に応ずる控除額（減価償却額）より多額の控除額を割り当てる方法が増加償却と呼ばれるものである。

増加償却は、税務会計において法人又は青色申告の個人の所有する機会及び装置について、一定の要件を満足する場合に認められるものであるが、固定資産税においても、同様の趣旨に基づき税務会計において増加償却が認められたものについては、控除額を加算する必要がある。

2 加算額の算出方法

増加償却の要件に該当する償却資産についての控除額は、本来の場合における控除額に、その控除額に増加償却割合を乗じて計算した額を加算額とする。

（算式）

・前年前に取得された資産の加算額

加算額＝本来の控除額×税務会計における増加償却適用期間／12×増加償却割合

・前年中に取得された資産の加算額

加算額＝本来の控除額×税務会計における増加償却適用期間／6×増加償却割合

※ただし、この算式において税務会計における増加償却適用期間が6か月を超える場合には6か月とする。

固定資産税においては賦課期日現在の評価額を算出することとなるので、法人における事業年度及び前年中取得資産についての半年償却法（1／2）との関係で、次の点に注意する必要がある。

- (1) 算式中、前年中に取得された資産について、本来の控除額はその償却資産が前年中に取得されたものとみなして、いわゆる半年償却法により計算されるが、控除額の加算にあたって、その計算の基礎となるものは本来の控除額を超えることはできないから、増加償却適用期間が6か月を超える場合には、6か月にとどめることとしたものである。
- (2) 事業年度が賦課期日を含んでいる場合の加算を認めるべき期間は、事業年度の初日から賦課期日までに相当する期間である。
- (3) 事業年度により増加償却割合が異なる場合には、それぞれ増加償却割合の異なる期間ごとに加算額を算出するものである。

3 増加償却割合

2の控除額の加算額を算出のために用いる「増加償却割合」は、機械及び装置の平均的使用時間を超えて使用する機械及び装置につき、千分の35にその事業年度におけるその機械及び装置の1日当たりの超過使用時間の数を乗じて計算した割合（小数点以下2位未満切上げ）であるとされている。

- (1) その機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに、①に掲げる時間に②に掲げる割合を乗じて計算した時間の合計時間
 - ①その個々の機械及び装置のその事業年度における平均超過使用時間
 - ②その機械及び装置の取得価額のうちにその個々の機械及び装置の総数で除して計算した時間
- (2) その機械及び装置に属する個々の機械及び装置のその事業年度における平均超過使用時間の合計時間をその事業年度終了の日におけるその個々の機械及び装置の総数で除して計算した時間
 - (1) 及び(2)において、「平均超過使用時間」とは、その個々の機械及び装置がその機械及び装置の通常のエconomic事情における1日当たりの平均的な使用時間を超えてその事業年度において使用された場合におけるその超えて使用された時間の合計時間をその個々の機械及び装置のその事業年度において通常使用されるべき日数で除して計算した時間をいうものとされている（耐用年数取扱通達3－1－3）。

4 増加償却の適用条件

固定資産税における増加償却の適用は、当該年度の賦課期日の属する年の前年中において増加償却の規定の適用を受けた期間について適用する。この場合、賦課期日が事業年度の間にあるため、増加償却適用の有無が明らかでないものについては、資産所有

者が所轄税務署長へ届出を行った後、これを確認して当該年度に遡って適用するものとする。

5 増加償却の適用要領

前年度評価額 - (普通償却額 + 増加償却額) = 当年度(補正後)評価額

普通償却額 = 前年度評価額 - (前年度評価額 × 減か残存率)

増加償却額 = 普通償却額 × 増加償却割合率(注)

(注) 増加償却割合率

増加償却は、その規定の適用を受けた期間について、適用するものであるため、増加償却割合率は、その適用の状況に応じ、それぞれ次のように求めることとする。

(1) 前年前に取得したもの

①一つの増加償却が適用されている場合

$$R = n \times d / 6$$

②二つの異なった増加償却が適用されている場合

$$R = \{(n \times d) + (n_1 \times d_1)\} / 6$$

③三つの異なった増加償却が適用されている場合

$$R = \{(n \times d) + (n_1 \times d_1) + (n_2 \times d_2)\} / 6$$

(2) 前年前に取得したもの

①一つの増加償却が適用されている場合

$$R = n \times d / 12$$

②二つの異なった増加償却が適用されている場合

$$R = \{(n \times d) + (n_1 \times d_1)\} / 12$$

③三つの異なった増加償却が適用されている場合

$$R = \{(n \times d) + (n_1 \times d_1) + (n_2 \times d_2)\} / 12$$

※R・・・増加償却割合率(小数点以下4位四捨五入)

n、n₁、n₂・・・増加償却の適用を受けた月数

(ただし、前年中取得については合計が6か月を超えないものとする)

d、d₁、d₂・・・増加償却割合(小数点以下3位切上げ)

6 適用に際しての事務処理

(1) 申告者に提出を求める書類

①償却資産減額申請書(様式3)

②「増加償却の届出書」(写)(所轄税務署長の受付印のあるもの)

③増加償却資産明細書(一般申告者のみ)(様式4)

(2) 増加償却額を加算した控除額及び当該年度の評価額の算出方法

①一般申告の場合

申告者から提出された増加償却資産明細書の記載をもとに算出する。

②電算申告の場合

申告者が増加償却額を加算した控除額及び当該年度の評価額の算出を行い、半田市においては「増加償却の届出書」(写)等の資料により増加償却資産の把握を行うとともに、提出されている種類別明細書の計算が前記5の方法により適正に行われているかどうかの点検を行う。

第5節 実地調査

1 目的

償却資産はその種類が多岐にわたり、当該資産が申告すべきものか否かがわかりにくいことから、対面での説明の機会を設けることや、申告された内容を精査し適切な申告の実現を目的として、地方税法第353条第1項及び408条の規定に基づいて行うものである。

2 調査基準

(1) 大企業等調査

資本金1億円以上の法人かつ償却資産の課税標準額が上位にある企業を抽出して調査を行う。

実地調査においては、貸借対照表（B/S）及び損益計算書（P/L）をもとに、固定資産台帳に記載されていて法人税等の申告で減価償却資産と計上している資産のうち、申告者が固定資産税の償却資産にあたらないと判断している資産の精査や、他の費用で計上されている経費が現実には減価償却費にあたる事例（例：研究開発費として経費計上されているが減価償却費になるもの）がないかなどの点検を行う。

(2) 一般調査

中小企業者や個人事業主などに対して、資産や帳簿の調査を行う。

外観や住民税の申告により事業を営んでいることが確認できているが、無申告になっている事業者等については、税務署にて確定申告書の閲覧等もあわせて行う。また下記に該当する場合は、申告漏れの事例が多いため優先的に調査を行う。

①その事業職種において必ず存在するであろう資産の申告がない

例：ガソリンスタンド（キャノピー、屋外給排水、看板等）、自動車修理業（旋盤、プレス機等）、駐車場経営（舗装路面）、レンタル倉庫業（コンテナ倉庫）等

②入院設備がある中規模病院だが、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備の申告がない

③工場などで機械が存在しているのに、何年にも渡って資産の異動がない

④中規模以上の工場で、受変電設備、特定生産用設備（工業用水道、高圧電気等）の申告がない

⑤精密機械工場で、クリーンルームなど明らかに建物内建物が存在するのに、申告書に資産がない

⑥事業用家屋の所有区分が借家とあるのに、1種（建物附属設備等）の申告がない

⑦大規模建物で、エレベーターが数台存在するのに受変電設備の申告がない

⑧ショッピングセンターなどの大規模店舗のテナント（飲食店舗、病院、医療機関等）の入居者で、内装費等の償却資産申告がない

⑨敷地面積の広さの割に、構築物の申告が少ない

⑩全額減免や非課税にしているが、収益事業が含まれている

例：寺院の貸駐車場、学校の教育施設以外の施設（レストラン、コンビニ等）、
認定保育園の非認可保育園の同時経営等

①地図上や外観調査により、大規模な舗装や構築物（ガスタンク、家屋にならない
駐車場、広告塔など）が明らかに存在しているのに、申告がない

第6節 要領で定める様式

- (1) 固定資産税（償却資産）非課税申告書（様式1）
- (2) 固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書（様式2）
- (3) 償却資産減額申請書（様式3）
- (4) 増加償却資産明細書（様式4）

「耐用年数に応ずる減価率表」(別表1)

耐用年数に対応する減価率等は以下のとおり。

耐用年数	減価率 r	前年中 取得 $1 - r / 2$	前年前 取得 $1 - r$	耐用年数	減価率 r	前年中 取得 $1 - r / 2$	前年前 取得 $1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.961	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.966	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.967	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.94
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.971	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.972	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.973	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.974	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.975	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.945
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.976	0.951
22	0.099	0.951	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.953	0.905	48	0.047	0.977	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.978	0.955
26	0.085	0.958	0.915	51	0.044	0.978	0.956

固定資産税(償却資産)非課税申告書

年 月 日

半田市長 宛

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

地方税法第348条、本法附則第14条の該当資産について、下記のとおり申告します。

担当者	連絡先()					
税理士	連絡先()					
該当条項	地方税法第 348 条 第 項 第 号					
	地方税法本法附則第 14条 の 第 項					
種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
添付書類						

受付印

固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書

年 月 日

半田市長 宛

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

地方税法第349条の3、本法附則第15条の該当資産について、下記のとおり申告します。

担当者	連絡先()					
税理士	連絡先()					
該当条項	地方税法第 349 条の 3 第 項					
	地方税法本法附則第 15条 の 第 項第 号					
種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
添付書類						
						受付印

償却資産減額申請書

年 月 日 半田市長 殿	所有者住所			
	所有者名称並びに 代表者氏名			
	資産所在地			
	事業種目		決算期	
	担当者氏名	電話番号		

別紙記載の償却資産は、次の事由に該当しますので、減額の申請をします。

事由（該当事項を○で囲んでください。）

1. 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受ける償却資産
2. 旧法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項又は旧所得税法施行令第133条の2第1項若しくは第6項の規定の適用を受ける償却資産

増加償却資産明細書

種類別明細書					取得年月			取得価額	増加償却割合及び月数			①所有者氏名 又は名称 前年度評価額 前年中取得分 は取得額 (ア)	控除額				評価額 (ア)-(カ)=(キ)	
申告 年度	頁	行	細目 又は品目	耐用 年数	年 号	年	月		割合d1 月数n	割合d2 月数n2	割合d3 月数n3		普通償却		増加償却			合計 (ウ)+(オ)=(カ)
													減価残 存率(イ)	償却額 (ア)-(ア)×(イ)=(ウ)	割合率 (エ)	償却額 (ウ)×(エ)=(オ)		

- (注) 1. 増加償却適用月数
 増加償却適用月数の合計は、前年中取得資産については
 6月以下、その他の資産については12月以下とする。
2. 増加償却割合率(エ)の算定方法
- (1) 前年中取得資産
 $(n \times d) + (n1 \times d1) + (n2 \times d2) / 6$
- (2) 前年前取得資産
 $(n \times d) + (n1 \times d1) + (n2 \times d2) / 12$
- 割合率は、小数点以下第4位四捨五入
 n、n1、n2 …… 増加償却適用月数
 d、d1、d2 …… 増加償却割合(小数点以下第3位切上げ)